

# **女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画**

**平成28年3月**

**もとす広域連合**

# もとす広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月30日

もとす広域連合長 藤 原 勉

もとす広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、もとす広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

法においては、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画策定が義務付けられていますが、本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、定期的に行動計画の進歩を検証しながらおおむね3年間で見直しを行うものとしします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、もとす広域連合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握した結果、全ての項目において男女による大きな差はみられなかったが、今後女性職員を育成し、能力を発揮できる職場にしていくために次のとおり目標を設定する。

### <平成28年度からの目標>

平成28年度以降、女性職員を対象とする研修やキャリア育成等の研修への参加率を、30%以上にする。

#### 【把握分析の結果】

##### （1）採用の女性割合

|      | 正職員   | 嘱託員   | 全体    |
|------|-------|-------|-------|
| 男性職員 | 83.3% | 20.0% | 54.5% |
| 女性職員 | 16.7% | 80.0% | 45.5% |

(2) 平均継続勤務年数（任期の定めのない職員）

|      | 正職員    |
|------|--------|
| 男性職員 | 8. 1 9 |
| 女性職員 | 9. 3 3 |
| 全体   | 8. 7 4 |

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（平成 26 年度 1 年間の実績 時間数合計）

| H26. 4 | H26. 5 | H26. 6 | H26. 7 | H26. 8 | H26. 9 | H26. 10 | H26. 11 | H26. 12 | H27. 1 | H27. 2 | H27. 3 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 6 7 9  | 6 5 5  | 6 8 1  | 7 9 2  | 7 2 5  | 9 1 9  | 6 3 4   | 6 8 5   | 7 6 2   | 6 9 9  | 6 2 3  | 7 3 4  |

(4) 各役職段階の職員の女性割合

|        | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級 | 6 級 | 計       |
|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|---------|
| 男性職員   | 2 4     | 1 3     | 8       | 3       | 0   | 0   | 4 8     |
| 女性職員   | 1 9     | 1 7     | 8       | 1       | 0   | 0   | 4 5     |
| 全体     | 4 3     | 3 0     | 1 6     | 4       | 0   | 0   | 9 3     |
| 男性職員割合 | 5 5. 8% | 4 3. 3% | 5 0. 0% | 7 5. 0% | —   | —   | 5 1. 6% |
| 女性職員割合 | 4 4. 2% | 5 6. 7% | 5 0. 0% | 2 5. 0% | —   | —   | 4 8. 4% |

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

2. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

#### <平成 2 8 年度からの取り組み内容>

○全国市町村国際文化研修所（J I A M）で開催される研修では、女性リーダーのためのマネジメント研修を受講させる。

○公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村研修センターで開催される研修では、女性職員のためのステップアップ講座、ワークショップ・ファシリテーション研修及びO J Tの進め方研修等のキャリア育成に関わる研修を受講させる。

(以上)